

戦後広島の失業対策事業

——1950年代の戦災都市復興と失対労働者

西井 麻里奈

はじめに

- 1 戦後広島における失業対策事業
 - 2 失対労働者の具体像
- おわりに

はじめに

本稿は、広島市の戦災都市復興における失業対策事業について、1950年代に従事した労働者の状況に重点を置いて検討するものである。

「百メートル道路の整備も、平和公園の維持管理も、失対事業なしにはありえなかった」⁽¹⁾。自治体史では、失対が被爆地広島戦災都市復興を支え、「市の復興・発展に寄与してきた」とされている。麦わら帽子をかぶり、公共用地の整備を担う人々の姿は、復興期の都市の風景の一部として記録されてきた。だが、甚大な戦争被害を受けた広島市において、失対労働者たちがいかなる課題に直面してきたかという具体像はもとより、失対と戦災復興との関係についても十分に検討されてきたとはいえない。原爆被害者救援に重点を置く研究者による原水爆禁止日本協議会専門委員会が1961年にまとめた『原水爆被害白書』や、社会学者による被爆者調査は、被爆者のなかに多い失対労働者の存在を、被爆後の不調による就労の不安定化・貧困化の問題として把握してきた⁽²⁾。また、広島市の「地域社会福祉」を研究した田代国次郎は、被差別部落地域や、河岸に形成された「スラム」の住民、母子寮・母子住宅の利用者に失対労働者がいたことを指摘している⁽³⁾。広島市の失

(1) 被爆50年記念史編修研究会編『被爆50周年図説戦後広島市史 街と暮らしの50年』広島市総務局公文書館、1995年、p.285。

(2) 日本原水協専門委員会編『原水爆被害白書 かくされた真実』日本評論新社、1961年。被爆者調査のなかでも特に中鉢正美「被爆者生活の構造的特質 広島地域における面接調査を中心として」『三田学会雑誌』61巻12号、1968年。中鉢らの調査については竹村英樹「第2章 中鉢正美「生活構造論」の展開と2つの「被爆者生活史調査」(浜日出夫ほか編『被爆者調査を読む ヒロシマ・ナガサキの継承』慶應義塾大学出版会、2013年)。

(3) 田代国次郎『21世紀の社会福祉 ヒロシマ社会福祉権の課題』相川書房、1989年。同「原爆スラムの実態」『福祉問題研究』2巻7号、1966年等。なお、同『ヒロシマ地域社会福祉史〔田代国次郎著作集I〕』(社会福祉研究センター、2002年)に付された年表には、失対を含め、戦前・戦後の地域社会福祉にかかわる新聞記事の整理がなされており、本稿の執筆にあたり参照をしている。

対労働者自身の声については、建設一般全日自労広島支部・自労被爆者の会『わしらの被爆体験 100人の証言』（建設一般全日自労広島支部、1977年）や、原爆で家族を失い高齢化した「原爆孤老」の声を集めた『原爆孤老』（労働教育センター、1980年）等、様々な証言集のなかにも残されている⁽⁴⁾。だが、多くが戦後20年以上を経過した時点での調査・記録であり、対象も原爆被害者に限定されている。近年の研究のなかで失対が言及されるにあたっては、被爆者の戦後の苦難を失対という存在に象徴化させてきたところもある⁽⁵⁾。

また、失対事業の労働政策、社会政策上の位置づけに関する研究が蓄積される一方で、戦災都市復興との関係については、これまで十分に指摘されていない⁽⁶⁾。本稿では、1949年の緊急失業対策法から失対の就労者数がピークに向かっていく1960年までの時期と、復興事業が大きく進み都市の様相が変化していった時期との重なりを意識し、同時期を対象に失対労働者が置かれた状況および戦災復興における位置について検討する。加えて、本稿では特に女性失対労働者たちのライフラインであった保育所の設置についても、復興に関係する重要な要素として検討する。京都における女性の失対労働者に関する歴史研究を展開してきた杉本弘幸は、資料的制約による研究自体の困難がありながらも、各地域における女性労働者の活動を一次史料によって明らかにしていく必要性を指摘している⁽⁷⁾。また、広島で女性失対労働者が置かれてきた状況を解明していくことは、都市復興の歴史が従来男性の政治家・建築家・技師による計画や経験を軸に描かれてきたことに対し、批判的再考を促すことにもつながるだろう。

本稿で用いる史資料についても説明しておく。広島市の失対事業については事業史が編纂されておらず、実態調査報告が安定して残されるのも昭和30年代後半からである。1950年代を中心とする本稿では、失対労働者の全体的状況について広島市議会（本会議、厚生委員会）や県議会議事録、会議に提出された報告資料、1946年から刊行されている広島市総務局調査課編『市勢要覧』を検討する。また、当時の失対労働者たちの具体的な様子については、地元新聞『中国新聞』や労働組合機関紙も用いて示す。

1 戦後広島における失業対策事業

(1) 敗戦直後の失業対策

1945年11月16日、戦後の荒廃と混乱による大量の失業者の発生が予測される事態に対処するため、厚生大臣は閣議において戦後復興土木建築事業の早急な実現等について方法を確立するよう

(4) 近年、『わしらの被爆体験』を取りまとめた、吉田治平へのインタビュー（吉田治平・松野友美「広島原爆と戦後失業対策事業」『中央評論』65巻1号、2013年）も残されている。吉田は中国新聞社の別会社「夕刊ひろしま」をレッド・ページにより指名解雇されたのちに失対労働者となり組合を結成。全日自労書記長を務めた後、広島市議会議員となる。2018年死去。

(5) 直野章子「ヒロシマの記憶風景——国民の創作と不気味な時空間」『社会学評論』60巻4号、2010年、p.508。

(6) 宮地克典「日本における失業対策事業史再考——失業者の雇用・生活問題を中心に」『経済学雑誌』371号、1989年。加瀬和俊「緊急失業対策法制定の背景事情」『帝京経済学研究』54(1)、2020年。

(7) 杉本弘幸「戦後社会政策と女性失対労働者——1940-50年代の京都市失業対策事業を事例として」『社会事業史研究』49号、2016年。

主管省等に要望した⁽⁸⁾。失業対策委員会⁽⁹⁾に対する厚生大臣の諮問では、失業者の効率的な吸収の可能性が、「戦災地整理」や「道路河川の改修」等の「各種土木事業」に見いだされた⁽¹⁰⁾。建設資材不足から、少ない資材で失業者を吸収しつつ、道路・鉄道輸送の回復・住宅の再建、食糧増産をはかり、同時に復興と市民生活の基盤整備をなすことが目指され、1946年から簡易公共事業＝失業応急事業が実施された。

広島市では、都市の全般的な破壊により労働力の受け入れが進まなかったことに加え、外地引揚者・復員者の帰還・流入により、深刻な失業者問題に直面していた。1946年3月時点の県内の失業者数は11万人と推定され、同年10月に報じられたところによれば市内の失業者数は1万人とされている⁽¹¹⁾。広島市は1946年9月に制定された特別都市計画法の対象地に指定され、10月には原爆による全壊全焼区域（爆心から半径約2km以内）を対象とする戦災復興土地区画整理事業の計画も決定した。ここから開始される広島市の戦災都市復興の末端を、上記の失業対策に従事する労働者が担った。失業者たちは、戦災地整理のほか、太田川改修工事や似島、草津の防波堤復旧といった現場で就労した⁽¹²⁾。また、1948年度からは公園・緑地の整備、および区画整理にともなう墓地移転用地の新設工事が、仮換地指定および地上物件の移転・除却と並行し、公共空地整備事業として実施されている。ただし、当初1億6千万円の予算で1日4万人が就労することが見込まれた広島県下での失業対策は、就労希望者が著しく少ない状況にあった⁽¹³⁾。戦後広島市においては、初期の失業対策の存在、都市の復興における土建業の活況、産業の再建、占領軍関係事業等により、失業問題は顕在化しにくかったとされる。インフレ下で企業整理が進まないこと、失業者の「闇屋」化も要因として指摘された⁽¹⁴⁾。

しかし、アメリカの対日政策の変化、ドッジプランとデフレ政策の影響により、大規模な失業問題が生じていく。広島では1948年9月ごろから失業保険の受給者数が急増しており、大和紡績など多数の企業・工場が企業整理を行うなど、問題が深刻化していった。1949年6月には広島で最大規模となった日本製鋼広島製作所の労働争議も発生している。1949年の広島市公共職業安定所の調べでは、広島市では約5,000人の失業者がおり、就職できたのは約5%（250人）という状況であった⁽¹⁵⁾。固定職の求人数が減少、臨時日雇就業者数が増加していたが、日雇でも職にあぶれるものが多く出た⁽¹⁶⁾。戦前からの労働者の街・宇品には、原爆で焼け出された人々が多く住んだが、広島市公共職業安定所宇品分室では、戦後ほぼ100%に近かった日雇労働者の就職率が1949年1月

(8) 労働省職業安定局失業対策部編『失業対策事業30年史』1980年、p.46。

(9) 終戦直後の失業対策の問題を解明し対策を樹立するための諮問機関として、民間学識経験者と、関係各省の次官、局長によって構成された委員会。1945年12月3日に設置された。1948年4月23日廃止。労働省職業安定局失業対策部編前掲、pp.47-49。

(10) 労働省職業安定局失業対策部編前掲、p.48。

(11) 「広島市の職業調査、失業者1万人と発表」『中国新聞』1946年10月28日。

(12) 「失業対策に査察班」『中国新聞』1946年10月29日。

(13) 「的を外れた失業者救済 公共事業に早くも暗影」『中国新聞』1946年12月7日。この時期の失業応急事業の限界については加瀬2020前掲。

(14) 広島県議会事務局編『広島県議会史』第5巻、1964年、p.351。

(15) 「社説 失業対策いそげ」『中国新聞』1949年2月20日。

(16) 広島市総務局調査課編『市勢要覧 広島平和記念都市建設法制定記念号昭和24年版』広島市、1950年。

以降に大きく下落し、5月23日には戦後最大規模の531人の自由労働者が職にあぶれた。海運業の不況による港湾荷役の紹介減少、デフレ政策による公共事業・建設工事の縮小が影響した。

(2) 緊急失業対策法下での復興

失業問題が表面化していった広島県では、緊急失業対策法（1949年5月）を受けて失業対策推進本部が設置され、県下5市（広島市、呉市、福山市、三原市、尾道市）における失業対策が決定された。同年には、広島市の戦災都市復興に対する国の援助を定めた広島平和記念都市建設法（以下、平和都市法）も制定・施行に至る。特別都市計画法施行以後も、財政難から進展が遅れていた復興事業は、「広島平和記念都市建設」と名称変更し、本格的に展開されていった。失対労働者は引き続き、原爆で荒廃した市街地の整理、被爆後の残存工作物や瓦礫の除去・埋め戻し、公園や学校、道路、住宅を新設するための土地整理などを担った⁽¹⁷⁾。ここに平和都市法制定を受けてようやく具体化した広島平和記念公園の用地整備も含まれる。また、緊急失対法以前の簡易公共事業の時期もふくめ、こうした失対の就労現場は長らく、原爆犠牲者の遺骨が出る現場でありつづけた。

今日、冒頭で述べたように、広島の復興は「失対が支えた」とされる。復興と失業対策との関係について、当時の広島市は「深刻化する失業状況に対処し出来るだけ多数の失業者就職の機会を提供しこれにより社会の安定都市の復興を図る」⁽¹⁸⁾ものと位置づけていた。ただし、留意しておきたいのは、緊急失対法下では、失業者救済を主目的とする失業対策事業と、公共的建設・復旧事業を効率的に実施することを主目的とする公共事業（同時代の広島市においてはすなわち復興事業）とが区分された点である⁽¹⁹⁾。特別都市計画法下での「平和記念都市建設」としての戦災都市復興において発生する作業の一部を、失業対策として失対労働者が担っていた。失業救済としての失業対策事業は、効率をもとめる公共事業（復興事業）と区分されるが、両者には空間的・物質的連続性がある。特に一般市民は、質を異にする失業対策の成果と公共事業＝復興事業の成果を、必ずしも分けて理解していたわけではなく、それは後述する失対に対する市民のまなごしの問題に通じる。

(3) 失対労働者の状況

以下では、1950年代に広島市内の復興の現場等で就労した失対労働者が、どのような状況に置かれてきたのか検討する。

①就労者数⁽²⁰⁾

失業応急事業だった時期の登録者数は、1946年当初は19人とごく少数であったが、以後増加していく。1952年末の失業対策事業就労登録者数は5,756人で、同年の失対事業費は広島市の対一般

(17) 戦災復興事業誌編集研究会・広島市都市整備局都市整備部区画整理課編『戦災復興事業誌』広島市都市整備局都市整備部区画整理課、1995年、p.165。

(18) (16)に同じ。

(19) 宮地前掲、p.31。加瀬和俊・田畑博邦編『失業問題の政治と経済』日本経済評論社、2000年、p.99。

(20) 資料から安定して失対日雇登録者数を示すことができないため、本稿では就労者数の概況を把握するため、就労適格者数も併せて用いる。また、資料によっては「適格者数」と「登録者数」を混同していると考えられ、適宜修正する。

会計予算総額比で1割を超えるようになっていた⁽²¹⁾。また、このころから次第に広島市近郊からの就労者数が増加し市財政を圧迫した⁽²²⁾。1953年には近隣の安芸郡、安佐郡、佐伯郡、賀茂郡の計35か町村から947人（就労者数の16%）が、広島市の失対に仕事を求めてやってきた⁽²³⁾。これらの地区では、例えば安佐郡では三入村のメリヤス産業の閉鎖により全従業員20人が解雇されたほか、建設省関係の土木工事人夫30人が予算削減により解雇、祇園町の工場でも整理のため希望退職者を募り104人が退職する、などといった状況があった⁽²⁴⁾。こうした市外からの就労者の影響も受け、1953年の失対日雇登録者数は6,000人を超えた⁽²⁵⁾。また、このころには広島市の日雇労働者のうち7～8割程度が失対で働いていたとされている⁽²⁶⁾。デフレ政策の影響で企業の雇用が厳しく、失業者の40%が日雇に吸収されていくなか、1954年の新規登録者は、ほとんどが中小企業の整理によって失業した男性であった⁽²⁷⁾。1960年末段階の登録者数は7,708人となった⁽²⁸⁾。それまでに着実に進んでいた就労者の固定化・高齢化傾向については、1960年の厚生委員会において「極度に顕著な傾向」とされ、「職歴、性別、体力を異にしてその構成は、種々雑多」になっている現状から、能率面での不安に対応していく必要性が指摘された⁽²⁹⁾。

男女比では、1952年の就労適格者数4,307人（市外常住者852人、住所不明43人を含めると5,202人）のうち男性が2,158人、女性が2,149人（広島市労政課調）となっており、男女比がほぼ半々であった⁽³⁰⁾。企業整理の影響から男性の新規登録が増える動きがあるため、1950年代半ばまでは男性が多い状態が続くが、1959年末に7,546人（男性3,721人・女性3,825人）、1960年末に7,708人（男性3,689人・女性4,019人）と、女性の数が上回るようになる。

②就労日数と賃金

1950年代を通じて、就労日数は平均20日を割る状況が続いていた。全日自労広島分会発行の機関紙『自労ひろしま』⁽³¹⁾は、1950～59年までの月間就労日数（平均）をまとめており、それによれば1950年は9日、1953年は14日、1954年は18日、1956年・1960年は21日（1957年、1958

(21) 厚生局労政課広島市総務局調査課編「厚生委員会資料」1953年4月13日。『市勢要覧 昭和27年版』広島市役所、1953年。

(22) 広島市議会厚生委員会会議録、1953年7月29日。

(23) 「郡部から失対事業にご通勤 月平均100名もふえる 予算不足で悲鳴あげる市」『中国新聞』1953年8月27日。

(24) 「ふえて来た失業者 失保払い出しから見た安佐郡下」『中国新聞』1953年6月24日。

(25) 厚生委員会議事録、1953年7月29日。

(26) 厚生委員会議事録、1953年1月14日。

(27) 厚生委員会議事録、1954年10月7日。「広島市における失業情勢と日雇労働者の実態」厚生委員会（1954年11月17日）提出。

(28) 広島市総務局調査課編『市勢要覧 昭和35年版』広島市役所、1961年。「7,708人」は「適格者数」として示され、別途「登録者数」として「5,564人」という数字があるが、適格者数が登録者数を上回ることはないと考えられ、「7,708人」は登録者数、「5,564人」は適格者数と読み替えている。

(29) 厚生局労政課「常任委員会資料」、1960年9月24日厚生委員会提出。

(30) 広島市総務局調査課編1953年前掲。

(31) 全日自労広島分会の機関紙。以下、本稿で引用する『自労ひろしま』は全て、大原社会問題研究所蔵の全日自労関係資料①に含まれる。なお、広島自由労働組合であった時期には機関紙『はと』が発行されている。

年は記載なし)であったとされる⁽³²⁾。新聞では、1950年の稼働日数は県内で5月平均11～12日、特に梅雨時には20日ちかく職にあぶれる者がでたとされ⁽³³⁾、梅雨が明けても就労は「3日に1度」という訴えもみられる⁽³⁴⁾。1950年の厳しい状況に続き、1951年5月には1日416人があぶれた⁽³⁵⁾。手当の支給や生活資金の借入を求めて市役所に向かう集団交渉が頻繁に生じた⁽³⁶⁾。1954年11月7日の厚生委員会における報告では、1954年度第1.4半期の平均就労日数は19.4日とされ、以後予算の補正なく事業を執行した場合の第3.4半期以降の就労日数は15日と、就労者数増加による予算不足の厳しい状況がうかがわれる⁽³⁷⁾。

次に賃金についてである。1950年の1日の賃金は128～262円、女性の失対の平均日収は160円(広島市連合未亡人会調べ)であったと報じられている⁽³⁸⁾。失対の賃金は1951年度から応能性の賃金体系が採用され、改定を経て作業強度順にA～Eの5段階、さらに能率に応じて6段階に分かれた。1958年の広島では最高で410円、最低で219円の賃金となっている⁽³⁹⁾。『自労ひろしま』で割り出されている1959年の月収の平均によれば、平均21日就労であぶれ賃を含めた場合に、男性の月給は7,005円、女性は6,375円となっており、大きな賃金差があった⁽⁴⁰⁾。

③失対登録理由等

以下では、年齢、学歴、前職、失対に登録した理由について見ていく。

年齢については1953年に失対事業就労適格者5,633人を対象とする記録があり、14～19歳が182人、20～29歳が948人、30～39歳が1,245人、40～49歳が1,500人、50～59歳が1,250人、60歳以上が508人となっている。この時期に最も多かったのは40代前半の労働者であった⁽⁴¹⁾。同年に広島市労政課は、特に60歳を超えて失対で就労する人々の実態調査も行っており、それによれば全労働者(この調査時は5,197人)に対する60歳以上の比率は7.6%(計393人、男性277人、女性116人)、男女別では男性全労働者のうち11.9%、女性では4.1%であり、高齢者は男性に多かった。失対就労者が次第に固定化し、高齢化が指摘されるようになる1960年の男女別、年齢別の登録者数では、1953年時点よりも高齢化が進み、全体では50～59歳が最大の層となった。男女で多数を占める年齢層は、男性では50～69歳、女性では40～59歳であった。

学歴に関する調査では、1951年には無就学47人、小学校卒407人、新制中学校・旧高等小学校卒437人で、新制高校・旧中卒が125人、同中退が33人となっている(男女別の数字なし)。新制中学校、旧高等小学校卒以下が大多数であり、特に小卒以下が多い。このほか高専卒が6人、大学

(32) 『自労ひろしま』158号、1959年7月21日。

(33) 「日雇労働者に生活保護法 梅雨の稼働日数僅か10日」『中国新聞』1950年6月23日。

(34) 「(民声らん) 日雇い労働者の叫び」『中国新聞』1950年8月9日。

(35) 厚生局労政課「昭和26年8月 厚生委員会説明資料」(1951年8月3日広島市議会厚生委員会に提出)。

(36) 「雨であぶれ“金貸して”日雇200名市役所に押しかく」『中国新聞』1953年5月1日。

(37) 厚生委員会議事録、1954年11月7日。

(38) 「未亡人は何處へゆく? ふえた日雇労働」『中国新聞』1950年3月12日。

(39) 労働省職業安定局失業対策部編前掲、p.147。広島市厚生局労政課「昭和34年度失業対策事業概要」。

(40) 『自労ひろしま』159号、1959年9月1日。

(41) 広島市総務局調査課編『市勢要覧 昭和28年版』広島市役所、1954年。

卒が3人であった⁽⁴²⁾。1960年の男性2,371人、女性3,193人に対する調査では、男性の小学校卒の700人、新制中学校卒866人が多い層であるのに対し、女性は小学校卒が1,209人と最大で、次いで新制中学校卒の981人、不就学の316人が続いている。不就学者は男性の倍以上であった。

前職について、1951年には自営業が114人、被雇用者が370人で、自営では商業73人、物品製造21人、農業17人、工業1人、不明2人となっている。雇用では工員が97人、事務員95人、雑役35人、技術員30人、人夫27人、店員9人、日雇6人、不明71人の内訳となっている。男性では仕上工、機械工、旋盤工、自動車修理工、鍛冶工、機関工などの工業技術を持つものが大半であった。女性は洋裁3人、タイピスト2人のほかは、ほとんど技能を持たず、特に高齢者を対象とする1953年の調査では、前職を「家事」と回答する、職業経験が無い高齢女性が多かった⁽⁴³⁾。

表1 日雇となった理由別失対登録者数

理由別	総数		
	計	男	女
総計	5,564	2,371	3,193
夫・妻との離別・死別	1,948	184	1,764
夫・妻以外の生計担当者との離別・死別	56	20	36
生計担当者の失業又は収入減	1,322	837	485
生計補助者からの収入減	135	69	66
自営業の不振・倒産	390	313	77
世帯員に傷病者の発生	246	34	212
余暇利用不可能となったため	57	49	8
学校の卒業	132	92	40
病気の治療	158	125	33
戦災、引揚、災害による	16	14	2
その他	637	423	214
不明	467	211	256

出所)『市勢要覧1960年版』より作成。

表1は1960年10月1日時点での、失対登録の理由別調査である。「夫・妻との離別・死別」によるものが35.0%、「生計担当者の失業又は収入減」によるものが23.8%と両者で60%近くを占めた。全体では「夫・妻との離別・死別」が1,948人と最も多いが、そのように回答した大半は女性(1,764人)であり、これは女性失対登録者の回答の半数以上を占める。女性の登録理由はこれに次いで「生計担当者の失業又は収入減」「その他」「世帯員に傷病者の発生」が原因となる。男性では、「生計担当者の失業又は収入減」が最も多く主には自身の失業・収入減が要因と考えられる。

このような統計がとられる以前の1950年代前半にも、配偶者を失っていることは失対登録の大きな要因として報じられており、そこには「戦災、引揚、災害による」に含まれるであろう戦災・戦争・引揚げによる「未亡人」の女性が目立っていた。1954年9月末段階での登録者数6,636名の

(42) 「広島市 日雇労働者の実態探る」『中国新聞』1951年11月24日。

(43) 同前。

うち女性 3,095 名（47%）について、このうち「未亡人として主たる家計の維持者たる者」は 73% の 2,259 名であり、この時の調査はその要因を原爆に見ている⁽⁴⁴⁾。だが、翌年労政課が市内に働く 6,000 人の失対労働者のうち女性労働者 2,181 人について行った家族調査では、「失対で働く理由」として配偶者を失ったことを挙げるものは 3 分の 1、うち「原爆未亡人」が 188 人、「戦争未亡人」が 33 人存在した⁽⁴⁵⁾。1954 年の調査が「未亡人」化の要因を全面的に原爆に求めたことには、被爆地ゆえの先入観もあっただろうが、それでも 1955 年の調査では 200 人以上が直接的に戦争と戦災を要因とする失対労働者であった。1960 年になると、「戦災、引揚、災害」を失対登録の直接的原因として挙げる者は少数となるが、こうした存在は広く「夫・妻との離別・死別」にも含まれると考えられるほか、原爆症の影響などの長期化する戦災の影響が、離・死別、配偶者の病気・失業の要因となることも考慮する必要がある。さらに、戦後広島では人の流動が激しく、市人口に対して原爆被害者が少数化していく一方で、他地域からの流入者が多いことも影響するだろう。なお、1955 年の調査では失対で働く要因に、「夫の罪悪に起因すると思われるその他の理由」を含むと考えられる女性が 89 人おり、表 1 の「その他」にもこうしたケースが含まれると考えられる⁽⁴⁶⁾。

広島の失対事業には雇用差別による就業難から、在日朝鮮人や被差別部落出身者が多く就労していた。だが、1950 年代の労政課による調査の項目に就労者の国籍が含まれておらず、失対における朝鮮人をはじめとする在日外国人の存在が見えにくい。『中国新聞』では密造酒摘発による朝鮮人の失業が報じられる⁽⁴⁷⁾ ほか、『自労ひろしま』には帰国事業が始まるころに「1,000 人近い」朝鮮人が広島市の失対にいたという、ごく雑駁な数字が記述されるにとどまる⁽⁴⁸⁾。昭和 40 年代に入り、広島市労政課が失対事業の報告書を毎年刊行するようになると、1968 年の調査対象者総数 3,397 人のうち、外国籍者が 388 人（11.4%）、大韓民国 368 人（10.8%）、朝鮮民主主義人民共和国 20 人（0.6%）という数字がようやくみられるようになるが、失対事業自体が縮小に向かっていった時期の数字であり、最盛期については明瞭ではない。その一方で失対での就労経験については朝鮮人被爆者自身の証言が残され、朝鮮人、台湾人、沖縄出身者と現場を共にしたとする聞き取り調査の証言がある⁽⁴⁹⁾。また、被差別部落出身者の就労については、土岡喜代一市議会議員が厚生委員会において、市役所勤務者が関与した 2 件の差別事件をとりあげており、うち 1 つは職業安定所員による差別であった。市内 100 メートル道路建設の寄場で、35 歳の女性が失対手帳の切替を申請した際、係員が「指を 4 本だして「うるさいから……」と職安の某吏員に告げた」というものであり、女性は係員の手をつかんでその場で抗議、解放委員会でも調査がなされた⁽⁵⁰⁾。寄場が職業安定所員による差別の現場となることがあったのである。

(44) 「広島市における失業情勢と日雇労働者の実態」1954 年 11 月 17 日厚生委員会提出。

(45) 「広島市婦人ニコヨンの実態 ほとんどが一家の柱」『中国新聞』1955 年 3 月 21 日。

(46) 同前。

(47) 「市へ生活費くれと押しかく 密造手入れであぶれた鮮人たち」『中国新聞』1954 年 1 月 30 日。

(48) 『自労ひろしま』166 号、1960 年 1 月 8 日。

(49) 廣木昭代氏への聞き取り調査（2022 年 6 月 24 日）。朝鮮人の失対就労経験については、広島県朝鮮人被爆者協議会編『白いチョゴリの被爆者』労働旬報社、1979 年、朴寿南『朝鮮・ヒロシマ・半日本人 わたしの旅の記録』三省堂、1973 年、全日自労広島分会・自労被爆者の会前掲ほか。

(50) 「急報」（部落解放広島県連合会、1951 年 7 月 13 日）、厚生委員会 1951 年 8 月 3 日提出資料。

また、広島市における失対事業の重要な特徴は、原爆被害者の存在である。1958年10月に労政課が実施した調査によれば、5,340人の失対労働者のうち被爆者が2,236人で41.9%であった。当時、市民全体のうち被爆者の占める割合は25%を下回るようになっていた⁽⁵¹⁾。だが、被爆者健康手帳の交付を受けている者は6割程度で、仕事を休むことによる減収を恐れ、手帳を持っていても実際に健康診断を受ける者は少ない状況だった⁽⁵²⁾。さらに10年後の1968年の調査では、市民全体のなかの被爆者の割合は約19%と下がっていくのに対し、失対就労者では総数3,397人のうち1,639人(48.2%)が被爆者(男性521人15.3%,女性1,118人32.9%)と高率を示す⁽⁵³⁾。このとき、広島市の失対就労者の平均年齢は全国平均年齢54.7歳に比し2年3か月上回る57歳という高齢化の傾向も見せ、女性就労者が全体の62%を占めた。女性化、高齢化という全国的傾向に加え、被爆地の失対には原爆被害者が滞留していった。

2 失対労働者の具体像

(1) 労働と生活

復興期の広島市における失対労働者の就労や生活はいかなるものであったのだろうか。

『中国新聞』には1953年末に実際に失対で就労した記者が、中央寄場（基町）と就労現場における紹介から終業までの1日を活写した、貴重なルポが掲載されている⁽⁵⁴⁾。紹介開始は朝7時半だが、家がない者たちが「寄場の事務所をこじ開けて仮眠する」などして早朝から寄場周辺には人が集まっている。次第にリヤカーによる「にぎり飯、うどん、しる粉、パン」の屋台や、作業衣、靴、下駄、古雑誌などの店が立ち並び、7時半までには「1,000人あまりがごった返」したという。紹介票をもらい、記者が向かった100メートル道路の建設現場では、約600人の労働者が10班ほどに分かれ、記者の班では「男24人、女38人、計62人がモッコ、大八車、石担ぎ、石割りなどに分けられ」作業を行っていた。具体的には5人1組で「埋没作業」という、「道路整備に邪魔になる物体を深いアナを掘って埋めてしまう作業」についての。この時期にもなお瓦礫や破壊された建物の基礎などが残っており、この日の作業は「幅2メートル奥行1メートル半もある岩石」を埋めるために深い穴を掘る重労働であった。「ただぶらぶら遊んでいて、どろ棒ネコみたいに労賃をかすめとる——こう世間にもみられがちだが、やはり仕事は相当はかどり1坪くらいを2メートルも掘り返している、この1坪はヒロシマの夢“戦災復興”につながっているのだ」と、記者は働いた実感を綴る。同じ現場には「赤ん坊を背負った女、臨月らしいお腹をつきだした女のモッコ姿」があった。また、妻の病気が快方に向かった旨を仲間に報告する男性、ソ連抑留から帰らない夫を子供と共に待つ40代の女性、自分がいる布団つき1晩60円の木賃宿を記者に世話しようとする老婆など、働く人々同士の、時に尾籠な話を含みつつも精神的支え合いを感じる会話も記録している。夕方の寄場は、賃金をもらう人々で込み合い、煮物など夕食の露店が並んだ。

(51) 日本原水協専門委員会編前掲、p.119。

(52) 『新修広島市史 第1巻総説編』広島市役所、p.682。

(53) 広島市民生局労政課『広島市の失業対策事業従事労働者実態調査概要』（1968年10月1日実施）。

(54) 「ヒロシマの縁の下 失対労働者」『中国新聞』1953年12月18日。

また、多くのあふれ日があったことによる収入のやりくりは大きな問題であった。1950年には政府の認証により毎日1,370人（県720人，市650人）を吸収するようになるが、同時に1日100～200人が仕事にあふれた⁽⁵⁵⁾。広島市労政課は当時、就労日数の拡大ではなく副業指導や共同作業場での内職であふれを救済する方針をとり、そのための予備的な副業調査も行っていた。市営失対事業労務者506人（男174人，女332人）に対する調査結果⁽⁵⁶⁾によれば、あふれた日に副業をする者が全体の11.3%（男性17人，女性40人）、家事をする者が88.7%である。副業希望者は426人（男性134人，女性292人）で、現状で家事をしている者は止むを得ずそのように過ごしていた。副業の内容は、男性は一般日雇・農業・近所の手伝い、女性は農業・近所の手伝い・一般日雇・かき打・貝とりなど各種の家内軽作業に従事していた。だが、男女とも加齢による視力の低下（男性20人，女性11人）から内職を希望しない者がいたほか、男性に特徴的な意見として「副業くらいではどうせたいしたことはない」（13人）という意見があった。女性では「身内の庇護」（14人）により内職を必要としない場合もある一方で、「病人や子供を抱えている」（5人）、「とても副業などをするひまがない」という意見もみられた。

就労日数が20日を割る状況が続いていた1950年代、失対労働者が生活のためにとった方法の一つは売血であり、1954年10月に広島市内の血液銀行を訪れた者の88%が、失対を含む日雇労働者であったと報じられている。取材に応じた失対就労者の29歳の女性は、月17～18日就労で4人の子供を養うことに困難があり、躊躇した末に血液300cc（100ccで200円）を売った。「体を休めるわけにもゆかずその日からモッコ担ぎをやった」という身体的負担に加え、「情けない」「恥ずかしい」「食事もノドを通らない」という激しい羞恥心を吐露しており、決して手軽な方法ではなかった⁽⁵⁷⁾。また、失対とあわせてより賃金の高い「一般」の日雇にも出る者もいた。原爆被害者が失対就労中に体調を崩すケースは『白書』でも指摘されたが、生活のためさらに「一般」で働き、倒れる者もいた⁽⁵⁸⁾。原爆医療法制定後、同法の適用をうけることは「金が貰える」と妬みの対象ともなったが、原爆症によって失対就労者が死亡し原爆医療法の適用対象になる場合に日雇健康保険からの葬祭料が出ず、組合が行政と交渉する遺族を支援したケースもある。

また、失対労働者に対する市民や為政者のまなざしにも注意しておきたい。失対労働者の事情とは関係なく、彼らを予め怠惰でずるい、警戒すべき者とする態度は市議会のなかにも見られ、それに対して「この人たちが働くのに、やれ情けとか、やれ3時間位しか働かぬのだと、こういうことばかり論議を費やして、そうして根本の産業復興とか、何とかということは考えないで、働くとか、働かぬとかいう議論で、偽装してこの人たちに責任を転嫁しておるではないか」と強い批判が呈される場面もあった。失対予算についても、市側は失業対策が国の事業であること、今以上に市が失対に予算を割けば「いくらでも失業者は広島へ流れてくる」との危惧から、市の財政難を理由に独自策はとらず、あくまで「国がやるべき仕事」との認識をしめしていた⁽⁵⁹⁾。

(55) 広島市議会本会議議事録，1950年3月23日。

(56) 「「副業希望」が圧倒的 アブレ日の失業者調べ」『中国新聞』1953年6月21日。

(57) 「血を売る表情 日雇人夫が8割」『中国新聞』1954年12月5日。

(58) 『自労ひろしま』150号，1959年2月4日。

(59) 広島市議会本会議議事録，1953年3月17日。

図1 保育園ゆりかごにおける保育の様子
 (『中国新聞』1953年3月28日)



(図1)。同胞援護会広島県支部は、戦中からの軍人援護、特に軍人遺家族のための母子福祉施設の運営に携わってきた広島社会事業婦人会⁽⁶²⁾と人的な連続性を持ちながら活動し、戦後の引揚者・戦災者援護を担った⁽⁶³⁾。保育園ゆりかごのような施設が同援をバックに早期に設置されたことには、広島が多様な戦争被害者が援護を必要として存在する都市であったことが影響したと考えられる。

広島市における3歳未満児保育は、基本的には児童福祉法制定後の1950年5月26日に広島市議会で保育所条例が改正されて以後に開始されたものであるが、これに対応できる保育施設はすぐには増えない。そのなかで、法制定に前後しつつ戦後間もない時期に3歳未満児保育の需要に応えたのは主に私立保育園であった。保育園ゆりかごは失対就労者専用の3歳未満児保育園であったという点で特徴的である。産前産後の休暇が認められなかった時期には、生後11日目の乳児を保育したといい、それは同時に産後11日での母親の就労を意味した。だが、1953年には保育担当者3人

こうしたなかで、労働組合が果たした役割は大きい。1950年12月に結成された広島自由労働組合は1953年以降全日自労広島分会となり、吉田治平を中心に組合運動が組織された⁽⁶⁰⁾。あぶれに対する補償、年末・夏季手当や物資の支給、賃上げ、子供の教育費負担の軽減など多岐にわたる失対労働者の就労環境改善を求め、デモや直接交渉が行われた。特に1955年以降、失対へのマイナスイメージがはびこる市議会に吉田が市議員として入っていったことは、失対労働者の具体的な状況や課題が議会の場で代弁・議論される重要な契機となった。

(2) 保育施設の整備

以下では、特に女性失対労働者の就労状況を左右した保育施設の拡充について確認する。

戦後の市議会では、保育施設の新設・拡充の必要性が議論されたが、被爆後の既存の保育施設の再開も含め対応は遅れていた⁽⁶¹⁾。そのなかで、失対で働く女性が、特に3歳未満の子供を預けることのできる保育園の先駆けとなったのは、1950年5月に中区立町の同胞援護会事務所2階に設置された、失対の子を専門とする保育園ゆりかご(恩賜財団同胞援護財団設立、大手町にて現存)である

(60) 「生きて・労働運動家 吉田治平さん〈10〉」『中国新聞』2010年5月29日。

(61) 広島市議会本会議議事録, 1949年6月30日。

(62) 広島社会事業婦人会の活動については、今中保子『日本近代女性運動史——広島県を中心にして』溪水社, 2002年。

(63) 同胞援護会会史編纂委員会編『同胞援護会会史』同, 1960年, p.4。恩賜財団同胞援護会は、軍人援護会がGHQの脱軍事化・民主化の方針により解散したのち、1945年3月12日に結成されていた戦災援護会と事業を一本化したものである。

に対し毎日平均70人の子供が預けられ、多忙をきわめ、危険でもあった。加えて、就労しなければ生活できない親の事情から病児が預けられ、感染症対策にも大きな困難があった⁽⁶⁴⁾。

保育園ゆりかごは、市街地中心部にあつて就労者の居住地からは遠く、保育園までの電車賃を惜しみ、結局は子供を背負って働く者もいた。1951年に労政課は、失対労働者1,096人（うち女性651人）を対象に、特に配偶者のない有子の女性が作務中に6歳未満の幼児を預ける場所について調査し、家族に見させる、保育園・幼稚園に預ける、他人に預けるといった回答のほか、子供を背負って仕事に出る者が報告されている⁽⁶⁵⁾。こうしたなかで、失対労働者の乳幼児保育の需要は高く、私立微妙保育園（南区東雲町）、市立こぼと保育園（宇品町）をあわせて、3か所の保育園が重要な役割を果たした。さらに、分園として第2ゆりかご保育園が作られたほか、公園建設現場に乳幼児を収容する組立式の移動保育園も作られている⁽⁶⁶⁾。

だが、1954年には緊縮予算による保育定員の大幅削減と、厚生省の新基準による保育料の大幅値上げが家計に深刻な影響をもたらした⁽⁶⁷⁾。保育園ゆりかごも、次第に女性失対就労者が安心して子供を預けられる保育園ではなくなっていった⁽⁶⁸⁾。そうした状況下で、子供を家に置き去つての就労も生じ、1956年に結成される全日自労広島分会の婦人部（初代婦人部長・山本シカ）による報告では「親たちの留守中あやまって死んでしまった子供の悲しい事件」が続いたという⁽⁶⁹⁾。そうしたなか、乳幼児2人を連れて現場に出ざるを得ない状況にあった女性は、子供の安全に自ら目配りできる程度に作業強度が低く、車やトラックなどが通らない危険度の低い現場を選択した結果、草取りの現場に出ている時期がある。このために能率も下がり、賃金も低い状態に置かれた⁽⁷⁰⁾。子供を持つ親の就労が引き続き困難であるなか、婦人部は失対専門の保育所の新設と保育料免除を求め、市役所に子供を背負って向かう直接交渉などを行い、1962年には新たな保育所（みどり園）の設置に至っている⁽⁷¹⁾。

（3）復興事業と失対労働者

最後に、震災都市復興と失対との関係について検討していく。平和都市法制定を受けて、広島市の震災都市復興は予算の裏付けをもって本格的に進展し、そこで発生する様々な作業を失対が担った。1951年には、1日あたりの失対就労者数は約2,500～2,600人、具体的には「都市計画街路新設整備」に370～470人、「公園緑地新設整備」に680～700人等と、多様な現場で従事した⁽⁷²⁾。

(64) 「子供を守る人々 同援ゆりかご保育園」『中国新聞』1953年3月28日。市保連35年史編さん委員会編『広島市保育連盟35年誌』1987年。

(65) 「広島市 日雇労働者の実態探る」『中国新聞』1951年11月24日。

(66) 「日雇の母子に喜しい贈物」『中国新聞』1954年6月9日。

(67) 広島市議会定例会議事録、1954年9月28日。

(68) 『自労ひろしま』160号、1959年10月5日。

(69) 全日本自由労働組合婦人部『自労婦人しんぶん』68号、1959年10月20日。類似する全国の事例として全日自労建設一般労働組合編『おふくろたちの労働運動』労働旬報社、1986年、p.40。

(70) 廣木昭代氏への聞き取り調査（2021年12月17日）。

(71) 『自労ひろしま』169号、1960年3月2日。子連れでの交渉については廣木昭代氏への聞き取り調査（2021年10月8日）。

(72) 広島市議会本会議10月定例会議事速記録、1951年10月6日。「広島市における失業者の実態調査」1951年8月3日厚生委員会提出資料。

1954年段階の現場数は市内の80数か所⁽⁷³⁾、1960年には135か所にのぼり、同年には市営・県営の一般失対・特別失対の事業に1日約6,000人が就労した⁽⁷⁴⁾。公共事業と失業対策との区分があるなかで、復興事業の早期達成に向けて失対の労働強化を安易に行うことはできず、能率面の課題を抱えていた。このなかで、特別失業対策事業（広島市では1955年1月に開始）は、技術を持つ労働能力の高い失業者を吸収し、戦災区域で遅れていた上下水道整備、鉄軌道の移設、街路舗装、小中学校のプール建設などを担った⁽⁷⁵⁾。戸外で人目につく失対事業は、度々その就労態度が批判的となっていた⁽⁷⁶⁾が、特別失対が活用され、「市民」がその目に見える成果によって、失対事業の意義を認識しなおす契機となったことには一定の意義があった⁽⁷⁷⁾。

吉田治平は市議会において、1957年に始まった広島市民球場の建設を失対の現場とすることを求めた。カーブの拠点となった旧広島市民球場は、中国地方初のナイター設備を持つ野球場である。吉田はこの時「失対労働者は市民より誤解を受けている関係もあり又労働者としても何か形の残るやりがいのある仕事をやらしていただき度いと思っている」⁽⁷⁸⁾と述べている。「市民」の「誤解」とは、彼らを「惰民」とみなすまなざし、そして激しい運動と要求に対する嫌悪感であろう。ゆえに、特別失対に限らず、復興の目玉事業に失対労働者を就労させることで「誤解」をとき、失対労働者自身にもまた誇りうる「形の残るやりがい」を与える、という意味を市民球場建設に見いだしたのである。また、1958年4～5月に開催された「広島復興大博覧会」の会場（広島城、広島平和記念公園、平和大通り）の整備や、博覧会に合わせて進んだ道路整備でも失対労働者が働いた。同年の夏季手当には、市費から支出された1人100円分の「博覧会協力費」が含まれた⁽⁷⁹⁾。

ただし、留意しておきたいのは、公共事業の成果と失対との関係である。事業効果の向上につながる特別失対、そして同時期に始まる体力測定は、失対の「公共事業」としての意味を強め社会保障的性格を切り離す意味を持ったとされる⁽⁸⁰⁾。戦争による傷と、それに対する援護も不十分ななか、失業「救済」としての失対事業が主に戸外での肉体労働であることに、そもそもの困難を抱えた被爆者も多かった。公共事業の成果・効率をもって失対の意義が「市民」に再認識されるという関係に加えて、一連の復興事業の過程に「寄与」しながら、生活拠点を失う労働者もいたと考えられる。公有地や道路予定地に残るバラックには、日雇い労働者も多く住んだが、それは博覧会開催、ひいては「平和記念都市」たるこの街にふさわしくないとされ、撤去されていく⁽⁸¹⁾。前述の市民球場の建設時にも、周囲のバラックの立退きが大きな問題となった。また、「能率」重視にともない、現場では「女の年よりが紹介票をとってゆくと「来るな」とか「役に立たない」とか8時30分を

(73) 「失対事業問題を追及 きのう 市会予算特別委員会」『中国新聞』1954年3月26日。

(74) 広島市総務局調査課編『市勢要覧 昭和34年版』広島市役所、1960年。

(75) 戦災復興事業誌編集研究会ほか編前掲。広島市議会臨時市議会議事録、1955年1月29日。

(76) 怠惰にもかかわらず賃金が支払われている、手当の支給は不要であるといった市民の批判が度々報じられている。「民声 日雇者の越年資金」『中国新聞』1951年12月5日。『中国新聞』1953年12月18日前掲。

(77) 厚生局労政課「常任委員会資料」厚生委員会1960年9月24日提出資料。

(78) 厚生委員会議事録、1956年12月21日。

(79) 広島市厚生局労政課「昭和34年度失業対策事業概要」。

(80) 宮地前掲、p.36。

(81) 拙著『広島 復興の戦後』人文書院、2020年、第4章で詳述。

1秒遅れても賃引きするとどなる監督がおる」といった訴えが組合に上げられており、高齢女性に対する現場での差別的対応も生じていた⁽⁸²⁾。つまり、就労現場の獲得、復興の「成果」、効率による労働者の選別、貧困者の居場所の喪失は、いずれも並行してきたのであり、失対労働者が「市民」に認められるものとして都市に「寄与」ということには、何重もの矛盾が帯びられていた。

おわりに

本稿では、1950年代の広島における失業対策事業について、失対労働者が置かれた具体的な状況に重点を置いて検討してきた。復興期の失対労働者に関する整理にとどまったが、改めて以下の点を確認しておきたい。

広島市の失対労働者は早期から男女ほぼ半々の比率で女性が多く働き、原爆の影響も色濃い。全国的な高齢化・女性化の傾向に加えて、被爆地においては身体的負担を抱えた原爆被害者が失対に滞留した。失対事業は失業対策であったが、同時にそれが都市復興に連続するという点では、失業・家族の崩壊という強いられた状況下で、戦禍で破壊された都市を、同じく戦禍で破壊された身体を賭ける労働によって修復するという側面を多分に持った。また、戦後広島において「平和」が「母性」をもって表象される一方で、「復興」については、主に男性為政者らの経験をもって語られる⁽⁸³⁾。本稿で見てきた女性失対労働者たちの存在、その就労を支えてきた保育と、それを切実に求めるに至る諸課題は、聖化され得ない母・子の経験から復興史のジェンダーを問い直す起点となる。

そして、失対と復興との複雑な関係に対する再考の必要性も見えてきた。多くの失対労働者が市内の様々な現場で従事し、人々の目に否定的にも肯定的にも映り込んできた。失対事業は都市のなかに物的な復興の実績を積み上げ、組合はそれによって権利主張の正当性を補強することがあった⁽⁸⁴⁾。復興には労働者たちの居場所の排除が並行し、にもかかわらず、「我々は広島の復興に貢献してきた」という事実は、目前の要求を支える。平和公園や旧広島市民球場（2022年6月完全解体）は、そうした物質的な実績であり、失対の複雑な位置を象徴する場でもある。復興期を通じて都市に蓄積されていった失対労働者たちによる「成果」と、彼らが置かれた矛盾がある。失対が復興に「寄与」してきたというならば、このことの意味についてさらなる検討が必要であるだろう。

(にしい・まりな 早稲田大学社会科学総合学術院・先端社会科学研究所助教)

【付記】

本研究はJSPS科研費〔課題番号22K13198〕の助成を受けた。

(82) 『自労ひろしま』174号、1960年6月26日。

(83) 原爆被爆に関する記憶表象と「母性」との関係については米山リサ『広島 記憶のポリティクス』（岩波書店、2005年）。国際平和拠点ひろしま構想推進連携事業実行委員会編『ひろしま復興・平和構築研究事業報告書 広島の復興経験を生かすために 廃墟からの再生』は、2014年から4巻発行されている復興研究事業であるが、戦後の女性労働と保育所整備との関係は、原爆孤児に関するわずかな言及を除いてほぼ皆無である。

(84) 『自労ひろしま』163号、1959年12月2日。